

緊急のお知らせ

日本不整脈学会－日本心電学会 認定 不整脈専門医（以下、学会認定不整脈専門医と略す）
認定制度規則 内容の変更について

平素から、学会認定不整脈専門医制度の運営に向けて多大なるご支援を賜り、ありがとうございます。現在、研修施設認定作業を行っており、2012年からの専門医資格認定に向けて準備を進めているところでございます。

さて本日は、不整脈専門医認定制度規則の一部を変更することが決定しましたので、変更内容についてお知らせします。各変更事項とその理由について下に列挙しましたのでご確認ください。新しい専門医認定制度規則を添付しましたが、グレーの編みかけの文書が変更した部分となります。

尚、これらの事項を変更することに関して、両学会の専門医認定制度委員会、および理事会で承認されています。

1) 第2章 不整脈専門医（受験資格）第5条 第3項：前記専門医（第2項に記載されている日本循環器学会認定循環器専門医あるいはそれに準ずる専門医資格）取得後、不整脈専門医研修施設において2年以上の修練期間を有すること。

→ **学会認定不整脈専門医研修施設において合計5年以上の修練期間を有し、かつ前記専門医取得後2年以上の修練期間を有すること** に変更します。

変更の理由：当初から学会認定不整脈専門医は循環器専門医であることが受験資格となる、いわゆる3階構造式（例：内科認定医－循環器専門医－不整脈専門医）の専門医制度の確立を目標としてきました。厚生労働省が規定している専門医広告ができる制度の基準として、「所定の研修施設で5年以上の研修期間を有すること」と記載されています（平成14年 厚生労働省告示第159号）。これを2年間と短くしたのは本専門医制度が3階構造式であることを考慮して、循環器専門医取得のための6年間（その内3年間は指定施設での研修）の研修の上にある専門医制度であるので、2年間でよいであろうと判断したためです。一方、日本専門医制評価・認定機構は現在3階構造式の専門医制度の構築に対しては大変慎重な姿勢で臨んでいます。今後 Sub-speciality（循環器病学、心臓血管外科学、小児循環器病学など）よりもさらに細分化した領域の専門医認定についてはどのような方針になるのか不透明であります（場合によっては3階構造式を認めない可能性もあります）。

従って、このような事態に備えて、現行の医療法の内容を遵守することが重要と考えられます。

2) 規則の中で「不整脈専門医」と記載されている個所はすべて「**学会認定不整脈専門医**」に変更

変更の理由: 不整脈専門医はあくまでも日本不整脈学会および日本心電学会が認定する学会認定の専門医制度です。単に「不整脈専門医」と記載すると、厚生労働省や第3者機関が関与する専門医制度と誤解される可能性があります。

3) 第1条 第3章: 学会認定不整脈専門医の英文名称

Board Certified Member of Clinical Arrhythmia

→**Board Certified Member of the Japanese Heart Rhythm Society and the Japanese Society of Electrocardiology**

変更の理由: 前変更点と同様の理由。

学会認定不整脈専門医に関するこれからの予定ですが、平成24年1月中旬には学会認定研修施設のリストをホームページ上に公開させていただきます。さらに4月には初年度の専門医資格の申請受付を開始することになります。今回は制度規則の急な変更ではございますが、学会認定不整脈専門医の将来を考えますと英断的に変更すべきと判断いたしました。ご高配のほど、何卒よろしくお願い申し上げます

平成23年12月14日

日本不整脈学会-日本心電学会合同	専門医認定制度委員会	委員長	小林義典
日本不整脈学会-日本心電学会合同	専門医認定制度委員会	副委員長	平尾見三
日本不整脈学会-日本心電学会合同	専門医認定制度委員会	副委員長	松本万夫
日本不整脈学会		会頭	奥村 謙
日本心電学会		理事長	新 博次